

第1編

第2部 厚生行政の動き

第6章 国際社会への貢献

国際緊急援助隊による医療協力(ニカラグア)



国際緊急援助隊による医療協力(ニカラグア)

国際社会は旧ソ連,東欧の変化に始まる歴史的な転換期にある。また,多角的自由貿易体制は戦後の世界経済の基調となってきたが,現在世界の各地域でみられる地域統合の動きなどが懸念されている。さらに,途上国援助,地球環境問題などいわゆる地球規模の問題に対する国際的な取組みも求められてきている。

我が国の社会経済は,国際社会や地球環境に大きなかかわりを持つに至っており,厚生行政の分野においてもこうした動きの中で,積極的な国際貢献が求められている。

第1編

第2部 厚生行政の動き

第6章 国際社会への貢献

第1節 すべての人に健康と福祉を

1 保健・福祉協力の意義

(1) 開発途上国が抱える問題

世界の人口の5分の4が居住する開発途上国においては、貧困、不十分な医療体制、生活基盤整備の立ち後れ、衛生教育や人口・家族計画の不徹底等から、人々の健康は低い水準にとどまっている。

こうしたことが、途上国の社会を不安定にし、その経済発展を困難にする原因の一つとなっており、国際協力を通じて途上国の保健医療、福祉等の水準の向上を支援することが求められている。

(2) 協力の基本理念

我が国の国際協力は、開発途上国の貧困、飢餓等の諸問題を見過ごせないという「人道的考慮」、開発途上国の安定と発展が世界の平和と繁栄にとって不可欠であるという「相互依存性の認識」及び「環境の保全」を念頭に置きつつ、開発途上国の離陸へ向けての自助努力を支援することを基本とするものである。こうした中において、保健・福祉協力は、開発途上国の基礎生活分野に対する援助として、我が国の国際協力の重要な柱となっている。

第1編

第2部 厚生行政の動き

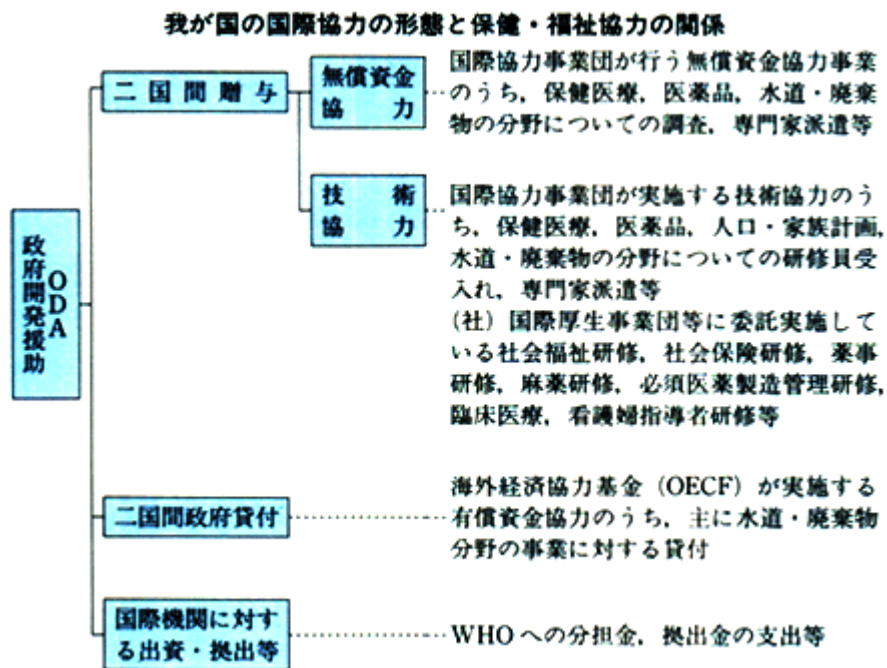
第6章 国際社会への貢献

第1節 すべての人に健康と福祉を

2 保健・福祉協力の現状

我が国の政府開発援助(ODA)は、平成4年実績において111億5,100万ドルとなり、米国(107億6,200万ドル)を上回り世界第1位となっている。平成5年度予算においては、1兆7,127億円(対前年度比0.8%増)と世界最高水準となっている。

我が国の国際協力の形態と保健・福祉協力の関係



厚生省では、WHOや(社)国際厚生事業団(JICWELS)等を通じた保健・福祉面の国際協力を実施しているほか、外務省や国際協力事業団(JICA)等が実施する国際協力事業のうち、保健医療、医薬品、人口・家族計画、水道・廃棄物等の分野における専門家派遣や研修員受入れ等について協力している。また平成5年10月には、医療分野における国際貢献の拠点として「国立国際医療センター」が設置された。平成5年度の厚生省ODA予算総額は75億3,751万円となっている。

(1) WHOを通じた多国間協力

ア WHOの取組み

WHOは、昭和23年の創設から40年余りにわたり、世界の人々の健康水準の向上のために活動してきており、

天然痘根絶宣言(昭和55年)等に代表される数々の成果を上げてきている。

最近では、後発開発途上国の問題を重視し、その対策に力を入れており、特に予防接種事業の拡充を行っている。また、地球環境問題や都市化が進む開発途上国の都市住民の健康問題に取り組むなど、保健以外の分野の国際的活動とも連携しつつ、幅広い活動を行っている。

イ 我が国の貢献

我が国は、WHOの活動を積極的に支援しており、財政的貢献として4,400万ドルの義務的分担金(平成5年。米国に次ぎ世界第2位)を拠出しているほか、プライマリ・ヘルスケア事業、エイズ対策特別事業等に対して任意拠出金を拠出している。

また、技術的、人的貢献としては、途上国向けワクチンの研究や途上国のWHOプログラムへの専門家派遣を行っている。

(2) 二国間協力

二国間協力については、主として無償資金協力及び技術協力を実施している。技術協力においては、開発途上国における保健医療、医薬品、人口・家族計画及び水道・廃棄物のプロジェクトに対する専門家の派遣、機材供与等の協力を行っており、厚生省は平成4年度にJICA等を通じ268人の専門家を派遣した。また、途上国からの研修員の受入れも行っており、平成4年度は612名の研修員を受け入れた。

最近の傾向としては、1)総合的なプロジェクトが多くなってきたこと、2)プロジェクトが多様化してきたことがあげられる。また、東南アジア諸国等着実なペースで経済発展が進んでいる国々では、広く国民を対象とした福祉政策や社会保険制度の構築を検討すべき段階に至っており、これらの分野における我が国の施策に対する関心は高い。このため、これらの国々の専門家に対する研修を実施している。

それぞれの分野における二国間協力の現状は、表のとおりである。

二国間協力の現状

二 国 間 協 力 の 現 状

分野	協力の形態	具 体 例	関 係 機 関 等
		主 な 案 件 (対 象 国)	
保健医療・医薬品	プロジェクト方式技術協力 (JICA実施の協力に対する専門家派遣等)	中国ポリオ対策 (中国) 結核対策 (ネパール) 看護教育 (バキスタン) 生ワクチン製造基盤技術(インドネシア)	国立国際医療センター他 財団結核予防会結核研究所他 財団国際看護交流協会他 財団日本ポリオ研究所他
	JICA実施研修に対する協力	がん対策 衛生行政セミナー 循環器病対策	国立がんセンター 財団日本国際医療団 国立循環器病センター
	厚生省が実施する研修	看護婦指導者養成 一般業務行政専門家 食品衛生専門家	財団国際看護交流協会 財団国際厚生事業団 財団日本食品衛生協会
人口・家族計画	プロジェクト方式技術協力 (JICA実施の協力に対する専門家派遣等)	家族計画・母子保健(インドネシア) 人口教育推進 (ケニア) 家族計画・母子保健 (エジプト) 家族計画・母子保健 (ペルー)	国立公衆衛生院他 同 上 国立国際医療センター 国立公衆衛生院
	JICA実施研修に対する協力	家族計画指導者セミナー 家族計画組織活動セミナー	財団家族計画国際協力財団 同 上
	厚生省が実施する研修	地域母子保健専門家	(社福) 母子愛育会
水道・廃棄物	プロジェクト方式技術協力 (JICA実施の協力に対する専門家派遣等)	水道環境衛生訓練センター (インドネシア)	国立公衆衛生院・地方自治体他
	JICA実施研修に対する協力	上水道施設 廃棄物処理	財団日本水道協会 財団日本環境衛生センター
	厚生省が実施する研修等	水道管理行政 産業廃棄物処理セミナー	財団国際厚生事業団 同 上
社会福祉等	プロジェクト方式技術協力 (JICA実施の協力に対する専門家派遣等)	肢体障害者リハビリテーション研究センター (中国)	国立身体障害者リハビリテーションセンター他
	JICA実施研修に対する協力	身体障害者リハビリテーション指導者 身体障害者スポーツ指導者	財団日本障害者リハビリテーション協会 財団日本身体障害者スポーツ協会
	厚生省が実施する研修	社会福祉行政専門家 社会保険行政専門家	財団国際厚生事業団 同 上

※ 上記のほか、厚生省においては、WHOからの研修員の受入れ、JICA、OECD等が実施する無償資金協力や有償資金協力にかかる調査事業等に対する専門的見地からの専門家の派遣協力などを行っている。

(注) プロジェクト方式技術協力
 研修員の受入れ、専門家の派遣及び機材の供与の3つの協力形態を組み合わせて、一つの事業として協力を実施するもの。
 JICA実施研修
 世界の開発途上国を対象として研修員を受け入れている。
 厚生省が実施する研修
 主に東南アジア諸国を対象として研修員を受け入れている。

(3) 緊急援助活動

湾岸危機を一つの契機として、紛争や自然災害に関連した人道的な緊急援助活動が国民の大きな関心を集めている。海外の地域、特に開発途上にある海外の地域における大規模な災害に対しては、被災国政府等の要請に応じ、国際緊急援助隊(JDR=Japan Disaster Relief Team)がJICAを通じて派遣されている。JDRの医

厚生白書(平成5年版)

療チームには、JICAに登録された国立病院の医師等(平成5年2月現在62名が登録)が他の登録医師等とともに派遣されており、平成4年9月にはニカラグア地震・津波の医療チームに3名が、平成5年7月にはネパール豪雨・洪水の医療チームに1名がそれぞれ参加した。

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare

第1編

第2部 厚生行政の動き

第6章 国際社会への貢献

第1節 すべての人に健康と福祉を

3 保健・福祉協力の今後の課題

(1) 保健・福祉協力における視点

今後の保健・福祉協力の視点を整理すると、大きく次の5本の柱にまとめることができる。

ア 効果的なプロジェクト

相手国の需要を把握、分析した上で適切な計画を作成すること、さらに、プロジェクトの実施中及び実施後に事業の評価を行い、その内容を今後の協力に活かしていくことが必要である。

イ 開発途上国における人づくりへの貢献

開発途上国も、自国の専門家の養成を国づくりの基礎として重視しており途上国における人づくりへの協力を一層推進していく必要がある。厚生省では、従来より行ってきた研修員の受入れや派遣専門家の養成等を一層推進するために、平成5年10月から、「国立国際医療センター」に国際医療協力局を設置したところである。

ウ 国際協力のための技術開発

開発途上国に技術移転を行う場合、相手国の自然的、社会的、経済的条件及び技術水準に適合する技術を開発した上で、移転を行うことが効果的である。このため、途上国向けワクチンの研究開発、太陽電池を利用した深井戸揚水システムの開発等の技術開発を行っている。

エ 国際機関等との連携

資金面での我が国の協力は世界有数の規模となっているが、今後は人的な面や事業の企画・実施面で国際機関等との連携を強化していく必要がある。

また、さまざまな民間援助団体(NGO)との協力関係を強めていくことも重要な課題である。

オ 専門家の養成

我が国の保健・福祉協力を担う専門家を養成,確保することは,保健・福祉協力を進める上での基本的な課題である。

現在,「国立国際医療センター」において必要な人材の確保に努めているほか,保健医療協力への従事を希望する医療従事者に対し,派遣時に必要な専門技術等の研修を行い,終了後は派遣専門家として登録する「派遣専門家養成事業」を実施している(平成5年12月末までに25名の養成を終了)。

(2) 東欧諸国・旧ソ連諸国への協力

市場経済への移行を中心とする大きな改革が進行している東欧諸国及び旧ソ連諸国に対しては,先進民主主義諸国により,政治・経済等の面においてさまざまな支援が行われている。保健・福祉の分野においても,これらの国々に対し,市場経済下での保健医療制度や社会保障制度のノウハウの提供を通じて貢献していくことが必要である。

第1編

第2部 厚生行政の動き

第6章 国際社会への貢献

第2節 深まる国際交流

人口の高齢化,家族構造の変化,女性の就労増加等の社会的変化は先進諸国共通の動きであり,互いに他国の状況を知り,意見や経験を交換することが重要である。このため,他の先進国の社会保障の動向に注目し,国際的な議論に積極的に参加していくなど,国際交流を深めていくこととしている。

第1編

第2部 厚生行政の動き

第6章 国際社会への貢献

第2節 深まる国際交流

(1) 高齢化に関する日米合同委員会

今後の日米の高齢化に関する研究協力の推進策を検討するため、平成5年10月に「高齢化に関する日米合同委員会」第1回会議が米国において開催され、医療・介護サービス、費用・財源、活力ある高齢社会のための基盤整備等に関する提言が行われた。同委員会は、平成6年秋に第2回会議を日本で開催することとしている。

第1編

第2部 厚生行政の動き

第6章 国際社会への貢献

第2節 深まる国際交流

(2) OECD(経済協力開発機構)における社会政策への取組み

ア OECD社会政策部会

社会政策について先進国が恒常的に議論する場として、OECDの分野別委員会の一つである雇用労働社会問題委員会に社会政策部会が設置されている。現在、同部会では、「社会政策の新しい方向性」、「医療制度改革」などのプロジェクトが企画・実施されている。

イ OECD厚生大臣会議

OECD厚生大臣会議は、我が国の提唱により、その第1回会合が昭和63年7月に開催された。第2回会合は、平成4年12月、パリOECD本部において開催された。第2回会合では、低経済成長、人口の高齢化、家族構造の変化等の状況の中で、いかに効果的・効率的な社会保障制度を構築していくかという各国共通の課題について議論が行われた。この中で社会政策の新しい方向性、医療、年金及び高齢者の介護が議題とされ、我が国は高齢者の介護の討議について導入演説を務めた。会議の最終日に採択された共同宣言においては、社会政策が「社会への投資」として積極的に位置づけられるとともに、医療制度改革ハイレベル会合及び高齢者介護セミナーの開催が提唱された。また、我が国の提案により、会議の成果をレビューするため、再度大臣会合を開催すること及びOECDの社会政策活動を強化すべきことがこの共同宣言に盛り込まれた。

平成6年には、7月に高齢者介護セミナー、10月に医療制度改革ハイレベル会合が開催される予定である。

ウ 地球環境問題への対応

オゾン層破壊や有害廃棄物の越境移動などの地球環境問題の解決に向け、平成4年6月にブラジルにおいて環境と開発に関する国連会議が開催され、地球環境を保全しつつ開発をすすめるための具体的な対応策について首脳レベルでの協議が行われ、21世紀に向けての行動計画である「アジェンダ21」が取りまとめられた。厚生省においても、主に、環境破壊の人体に及ぼす影響の研究、化学物質の安全対策、廃棄物の適正処理といった側面から、国際機関を通じた活動や二国間協力の中で地球的規模の環境問題に取り組んでいる。

厚生白書(平成5年版)

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare

第1編

第2部 厚生行政の動き

第6章 国際社会への貢献

第3節 対外経済関係と厚生省

近年の国家間の関係においては、人・物・情報等多くの分野で国境を越えた経済活動が活発化している。

食品や医薬品等の分野においてもこうした傾向は著しく、日本市場への参入に関し、諸外国から数多くの意見、要望が出されている。しかし、これらの分野は国民の生命と健康に直結するものであることから、厚生省としては、あくまで国民の安全の確保を前提として、一層の公正かつ透明性の高い市場の確保に努めることとしている。

第1編

第2部 厚生行政の動き

第6章 国際社会への貢献

第3節 対外経済関係と厚生省

1 二国間交渉

昭和60年に行われ、外国試験データの受入れ、標準的事務処理期間の設定などが合意された医薬品及び医療機器分野の日米MOSS(市場指向型・分野別)協議は、その後おおむね年1回のペースでフォローアップ会合が開催されている。同会合においては、合意事項のフォローアップを行うだけでなく、その後提起されたさまざまな問題について議論を行い、相互理解を深める場としても有効に機能している。最近では平成5年10月に東京で第10回フォローアップ会合が行われた。また、平成元年9月に開始された日米構造問題協議(SII)は平成2年6月に最終報告がまとめられ、厚生省関係では、廃棄物処理施設の整備目標の設定、食品、医薬品等の輸入手続の迅速化、医薬品、医療用具の内外価格調査の実施等が盛り込まれた。

同協議についても、措置の着実な実施を確認するためフォローアップ会合が開催されている。平成4年7月の第2回フォローアップ報告書においては、同年1月のブッシュ大統領来日の際取りまとめられた日米グローバル・パートナーシップ行動計画にSIIの再活性化が盛り込まれたことを踏まえ、既存事項のフォローアップに加えて日米双方がそれぞれ新たに行う措置が盛り込まれた。

この報告書においては、海外検査試験データの受入れ、輸出国登録工場制度の導入等による輸入手続の一層の迅速化などが盛り込まれている。

さらに、平成5年7月の宮沢首相とクリントン大統領による共同発表において、医療技術を含む5つの分野につき競争力のある外国製品等の日本政府による調達を相当程度拡大することが合意され、そのための具体的な措置について、日米政府間で協議が行われてきた。

第1編

第2部 厚生行政の動き

第6章 国際社会への貢献

第3節 対外経済関係と厚生省

2 多国間交渉

(1) ガット・ウルグアイ・ラウンド

昭和61年に交渉が開始されたガット(関税及び貿易に関する一般協定)ウルグアイ・ラウンドにおいては関税,知的所有権,検疫・衛生,サービス貿易等厚生行政に関わる多くの分野が含まれている。このため,厚生省としても,関係省庁と連携しつつ分野別交渉に積極的に関与し,各国に対し我が国の立場について理解を求めてきていたところであるが,平成5年12月に参加国間で実質的な合意をみたところである。

(2) ハーモナイゼーションに向けての取組み

医薬品・医療機器の分野では,優れた製品をより早く患者に提供するため,各国における承認申請データの国際的調和を図るための取組みが行われている。このうち医薬品の分野では,第2回日本,米国,EC三極医薬品承認審査ハーモナイゼーション国際会議が平成5年10月に米国において開催され,さらに,平成7年には第3回会合が横浜で開催されることとなっている。

また,医療機器の分野では,平成2年から日本,米国,カナダ,EC12か国による国際医療機器行政機関会議が毎年開催されており,平成5年11月には東京で会合が行われるなど,我が国は積極的役割を果たしている。

第1編

第2部 厚生行政の動き

第6章 国際社会への貢献

第4節 中国残留邦人対策

1 中国残留邦人対策の概要

終戦時における在外邦人のほとんどは,昭和24年頃までに日本に引き揚げたが,中国東北地区に居住していた邦人の多くは,昭和20年8月9日のソ連参戦による混乱と,その後の中国国内の内戦等により,中国に留まることとなった。これらの「中国残留邦人」のうち,ソ連参戦による混乱の中で肉親と生別又は死別して中国人養父母に引き取られ,身元も知らないまま育った者は「中国残留孤児」,生活の手段を失い中国人の妻になるなどして中国に留まった者は「中国残留婦人等」と呼ばれている。

昭和47年に中国との国交が正常化されると,中国残留邦人の多くから帰国希望が寄せられた。厚生省は,昭和48年に中国残留邦人の永住帰国(引揚げ)に対する本格的な援護を開始するとともに,新たに一時帰国の途を開き,対応してきたところである。

第1編

第2部 厚生行政の動き

第6章 国際社会への貢献

第4節 中国残留邦人対策

2 中国残留孤児の肉親調査

日中国交正常化の後、厚生省は、中国残留孤児に関し、昭和50年から、56年まで9回にわたり新聞紙上に孤児の顔写真等の情報を掲載して公開調査を行うとともに、昭和56年3月から今日まで中国政府の協力を得て24次に及ぶ訪日肉親調査等を行ってきた。その結果、調査対象となった2,489名中1,239名の身元が確認されている。最近の傾向として、関係者の高齢化等もあって身元の判明率はしだいに低下してきている。このため、各都道府県に元開拓団関係者等当時の事情に精通した者を調査員として配置するなどして、身元判明率の維持向上に努めている。

第1編

第2部 厚生行政の動き

第6章 国際社会への貢献

第4節 中国残留邦人対策

3 中国残留邦人の帰国援護と定着自立促進対策

厚生省は、中国残留邦人のうち一時帰国をする者に対し、往復の旅費や滞在費等を支給している。また、永住帰国をする中国残留邦人とその配偶者、未成年の子等に対しては、帰国旅費、自立支度金を支給するほか、各地に定着した後は、自立指導員や自立支援通訳、健康相談医を派遣するとともに、全国15の都市に設置された中国帰国者自立研修センターで通所による日本語研修、生活相談、就労指導を行うなど、きめ細かな自立支援施策を行っている。

さらに、関係省庁の協力により、帰国者の子女に対する教育の支援など、広く帰国後の生活について支援を行っている。

中国残留孤児が永住帰国する場合は、日本語や日本の生活習慣等について学ぶ必要があるため、中国残留孤児本人とその家族に対し、全国3か所に設置されている中国帰国孤児定着促進センターにおいて、帰国直後4か月間の研修を行っている。平成5年度からは、中国残留婦人等についても希望者は同センターに入所(2か月間)できることとした。

第1編

第2部 厚生行政の動き

第6章 国際社会への貢献

第4節 中国残留邦人対策

4 身元引受人及び特別身元引受人のあっせん

中国残留孤児のうち訪日調査で身元が判明しない者については、肉親にかわる身元引受人のあっせんを行ってきた。しかし、その他の中国残留孤児や中国残留婦人等についても肉親が高齢化等のため引き受けられないというケースが増加しているため、これらの者にも肉親にかわる特別身元引受人をあっせんすることとし、身元の判明している中国残留孤児については平成元年から、中国残留婦人等については平成3年からあっせんを実施している。

第1編

第2部 厚生行政の動き

第6章 国際社会への貢献

第4節 中国残留邦人対策

5 希望者全員の計画的な帰国受入れ

近年,中国残留邦人(特に中国残留婦人等)の高齢化が進むとともに,配偶者が死亡したり子供が独立したりすること等により永住帰国を希望する傾向が強くなってきている。平成5年4月以降実施した中国残留邦人に対する帰国意向調査等によると,これら中国残留邦人のうち約1,600人が早期の永住帰国を望んでいると推定されている。このため,厚生省においては,平成6年度から3年間で希望者全員が帰国できるようその計画的な受入れを図ることとし,特別身元引受人のあっせんの迅速化や帰国のための手続の改善等必要な措置を講じている。

第1編

第2部 厚生行政の動き

第6章 国際社会への貢献

第5節 戦没者の遺骨収集・墓参

厚生省では、先の大戦において海外で亡くなった邦人の遺骨収集を実施している。収集した遺骨は遺族に引き渡すこととしているが、身元が判明しない等の理由により遺族に引き渡せない遺骨については、毎年春に千鳥ヶ淵戦没者墓苑に納骨し、皇族の御臨席を得て拝礼式を行っている。これまでに、南方主要地域を中心に約122万柱の遺骨を収集しているが、国民感情等により相手国政府の了解が得られないため、遺骨収集が進んでいない地域もある。

戦後、約57万5,000人の邦人が抑留された旧ソ連地域もこのような地域の一つであったが、長年の交渉が結実し、平成3年4月のゴルバチョフ大統領訪日の際に、日ソ両国政府間で遺骨収集等の基本的枠組みを定める協定が結ばれた。この協定に基づき旧ソ連側から約3万8,000名の死亡者名簿と549枚の埋葬地資料が提出され、さらに交渉を重ねた結果、同年10月にチタ州において初めて遺骨収集が実現した。平成4年度からは、遺骨収集と墓参を本格的に実施することとし、平成5年度においても、チタ州等4地域において遺骨収集及び墓参を実施した。

また、旧ソ連地域と同様に約1万4,000人が抑留されたモンゴルについても、平成3年3月に約1,600名の死亡者名簿の提供があった。さらに、同年8月に内閣総理大臣がモンゴルを訪問した際、同国首相より遺骨収集、墓参等について全面的に協力する旨の表明がなされ、この表明を踏まえて平成5年度に墓参を実施した。遺骨収集の実施については、今後交渉を進めていくこととしている。

なお、厚生省は、旧主要戦域の中心となる地域に、相手国政府の了承を得て戦没者慰霊碑を建立してきたところであり、現在、インドネシア地域についてビアク島(イリアン・ジャヤ州)に、インド地域についてインパールに慰霊碑を建設中である(平成6年1月現在)。
